

平成31年2月12日

中国地区所有者不明土地等連携協議会の設立趣旨

近年、人口減少に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業用地の取得にあたり所有者探索に多大な時間・費用・労力を要するなど、事業の実施に支障をきたしております。

また、小規模な市町村では用地専任の職員や部署がない所も多く、ノウハウやマンパワーの不足によって円滑な用地取得が困難となっています。

このような状況に対応していくため、昨年6月13日に公布された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、「所有者不明土地法」という。）」においては、地域福利増進事業、土地収用法の特例、長期相続登記未了土地に係る不動産登記法の特例等の制度が創設されるとともに、地方公共団体へ国土交通省職員を派遣し、所有者探索等の業務を支援する制度が位置付けられております。

また、国土審議会の中間とりまとめや「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（平成30年6月1日所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議決定）」においては、地方協議会の設置や関係団体との連携、協力を通じ、地方公共団体の支援がうたわれているところです。

これらを踏まえ、本日、中国地区においては、所有者不明土地法の適正かつ円滑な施行を図るとともに、事業用地の取得又は使用に係る業務に関して地方公共団体に対する支援等を行うことにより用地の円滑な取得による事業の早期完成を目的とし、中国地方整備局用地部を事務局として、関係する国、地方公共団体や用地業務等に関係する団体から構成される「中国地区所有者不明土地等連携協議会」を設けることとしました。

現状・課題

- 所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業用地の取得等において**所有者の探索に多大な時間・費用・労力**を要するなど、円滑な事業実施に支障
- 小規模市町村では用地専任の職員がいらない所も多く、**地方公共団体におけるマンパワー・ノウハウの不足**等による問題が顕在化
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により創設された地域福利増進事業、土地収用法の特例といった**新制度の周知、活用促進が必要**

このような現状を踏まえ、所有者不明土地問題等への対応のため、関連事務に精通した**地方整備局等による地方公共団体への支援・関係機関同士の連携強化**が有効

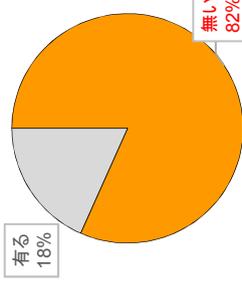


具体的な取組

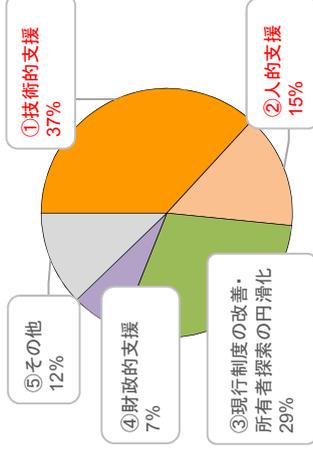
地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体などの関係者が一体となって、地方ブロックごとに全国10地区で、「**所有者不明土地連携協議会**」を設立

市町村へのアンケート調査(H29.8)結果より抜粋

小規模市町村における用地専門部署の有無



用地取得に関する市町村からの要請



国土審議会土地政策分科会特別部会中間とりまとめ(平成29年12月12日公表)

地方公共団体における用地取得事務に関して、ノウハウ不足、マンパワー不足が課題となっていることから、**国が有するノウハウ等を積極的に提供**していくことが求められる。

具体的には、国から地方公共団体へ用地取得業務に精通した職員を派遣することや、国、地方公共団体、関係団体(補償コンサルタント協会等)で構成する**協議会を設置**し、地方公共団体からの相談に対応することなどが考えられる。

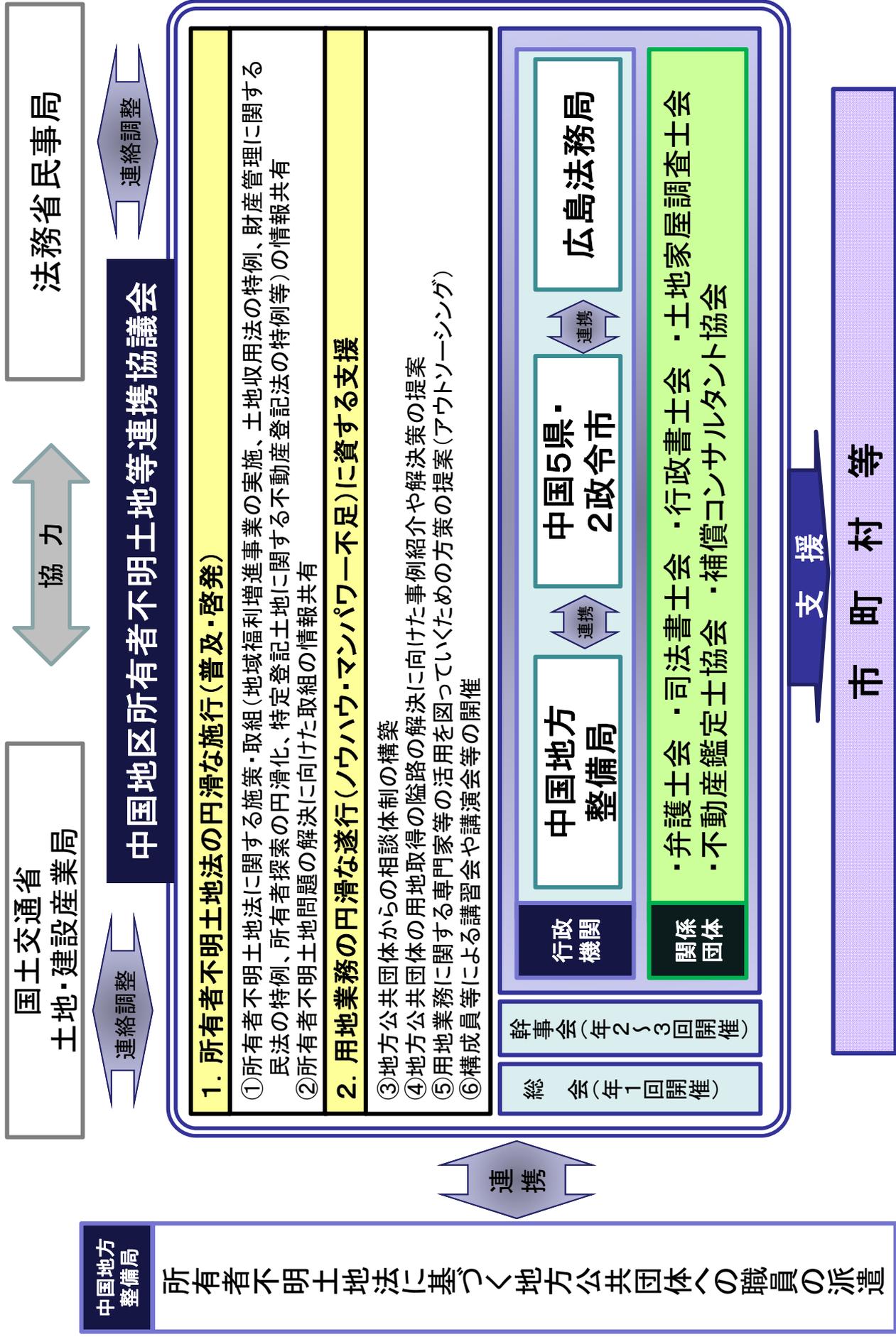
所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(平成30年6月1日関係閣僚会議決定)

1 国会提出法案の円滑な施行

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」他関連法案の成立後、速やかに、政省令、ガイドラインの整備等を進め、新制度の普及啓発を図るとともに、新制度や長期相続登記未了土地の解消事業など必要な事業推進のため、組織・定員を含めた体制の強化や予算要求、税制改正要望を検討する。また、**地方協議会の設置や関係団体との連携、協力を通じ、地方公共団体に対する助言や人的支援を実施する。**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(第4条第2項)

国は、地方公共団体その他の者が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供**その他の支援を行うよう努めなければならない。**



中国地方整備局

所有者不明土地法に基づく地方公共団体への職員のパイプライン